

# ○和歌山県立紀南図書館規程

〔平成 5 年 3 月 31 日〕  
〔教育委員会告示第 3 号〕

〔和歌山県立図書館紀南分館規程〕を次のように定める。

和歌山県立紀南図書館規程

(目的)

第 1 条 この規程は、和歌山県立紀南図書館(以下「紀南図書館」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 紀南図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては午後 6 時)までとする。

(休館日)

第 3 条 紀南図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後にその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (3) 館内整理日(1 月にあつては 1 月 4 日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)、2 月から 12 月までにあつては当該月の第 2 木曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日))
- (4) 図書館資料点検期間(10 日間を上限とし紀南図書館長が定め、当該期間に月曜日は含まない。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、紀南図書館長が必要と認め教育長の承認を得た日

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て図書館長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 和歌山県立図書館紀南分館規程(昭和 27 年和歌山県教育委員会告示第 17 号)は、廃止する。

附 則(平成 14 年 2 月 26 日教育委員会告示第 1 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 3 日教育委員会告示第 10 号)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日教育委員会告示第 4 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 2 日教育委員会告示第 2 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日教育委員会告示第 1 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日教育委員会告示第 2 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。